

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年4月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400281号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500001号

第1 結論

昭和63年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年*月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和63年*月頃、母親がA町(現在は、B市)役場で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、具体的な納付方法、納付場所等は分からないが、母親に納付してもらっていた。母親からは、当時任意加入だった大学生の頃の国民年金保険料を私たち兄弟の代わりに納付してくれていたという話を何度も聞いている。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和63年*月頃、母親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていた旨主張しているところ、これらを行ったとする母親は高齢のため当時の状況について確認することが困難な上、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の加入手続きを行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である平成3年4月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間において住民登録していたC市D区及び母親が請求者の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付していたとするB市は、いずれも請求期間当時の国民

年金に関する届出及び保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。